議案第84号

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条 例の制定について

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年12月8日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例 (趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第1 15条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施す るために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 包括的支援事業 法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業をいう。
 - (2) 地域包括支援センター 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。
 - (3) 第1号被保険者 法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。 (包括的支援事業の基本方針)
- 第3条 地域包括支援センターは、次条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を 実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービ ス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、介護保 険の各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが できるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次条において同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数)

- 第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の 地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会 において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域に おける第1号被保険者の数に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者 人員配置基準

の数			
おおむね1,	000人未満		前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1, 人未満	000人以上2,	0 0 0	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,人未満	000人以上3,	0 0 0	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。